

水銀に関する水俣条約対応検討小委員会の設置について

平成 26 年 4 月

1. 設置の趣旨

昨年 10 月の外交会議で採択された「水銀に関する水俣条約」(別添 1 参照) については、これまでに我が国を含む 97 カ国が署名し 1 カ国(米国)が締結している。条約は、50 カ国の締結の 90 日後に発効することとされており、条約発効までの間の暫定事務局を務める国連環境計画(UNEP)は、今後 2~3 年程度での条約発効を目指している。

条約では、水銀の産出から使用、廃棄に至るまでのライフサイクル全体にわたって水銀の環境中への排出を削減するための対応が求められている。我が国においては、これまで官民の努力により様々な水銀対策が進められているが、条約の趣旨を踏まえて包括的な水銀対策の実施が求められることとなる。

こうした状況を踏まえ、本年 3 月 17 日に環境大臣より中央環境審議会長に「水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀対策について」諮問された。この諮問は、同日付けで循環型社会部会、大気・騒音振動部会及び環境保健部会の関係三部会に付議された(別添 2、3 参照)。

これを受けて、水俣条約を踏まえた今後の水銀対策について必要な検討を行うため、標記小委員会を設置するものである。

2. 検討事項

本小委員会では、環境保健部会に付議された「水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀対策について(循環型社会部会及び大気・騒音振動部会の所掌に係る事項を除く。)」について検討する。

すなわち、水銀廃棄物対策に関する事項及び水銀の大気への排出対策に関する事項以外の事項について、既存の法制度等で対応がなされていない事項、具体的には、水銀添加製品に関する規制や、水銀廃棄物以外の水銀の環境上適正な暫定的保管のあり方等について検討する。

3. 検討スケジュール

年内のとりまとめを目指し、概ね 2 ヶ月に 1 回程度開催する予定。

4. 小委員会の構成

- ・小委員会に属すべき委員、臨時委員又は専門委員は、部会長が指名する。
- ・小委員会に小委員長を置き、部会長の指名により、これを定める。

水銀に関する水俣条約の概要

平成26年4月

1. 採択までの経緯

- 2001年 国連環境計画(UNEP)が地球規模の水銀汚染に係る活動を開始。
- 2009年2月 第25回UNEP管理理事会(GC25)において、2010年に交渉を開始し、2013年までの条約採択を目指す旨合意。
- 2010年6月 第1回政府間交渉委員会(INC1)が開催され、その後2013年までに5回のINCを開催。
- 2013年1月第5回政府間交渉委員会(INC5)において、「水銀に関する水俣条約」条約条文案に合意。名称を「水銀に関する水俣条約」とすることが決定。
- 2013年10月「水銀に関する水俣条約外交会議」を熊本市及び水俣市で開催。
 - 60か国以上の閣僚級を含む139か国・地域から1,000人以上が出席。
 - 水銀に関する水俣条約を全会一致で採択し、署名を開始。外交会議期間中に92か国・地域が条約に署名。
(その後、米国が条約に署名・締結。2014年4月現在、署名97か国、締結1か国)

2. 条約の主な内容

※日本語については仮訳文に準じている

- 前文に、水銀のリスクに対する認識や国際的な水銀対策の推進の必要性、水銀対策を進める際の基本的な考え方の他、水俣病の教訓として、水銀汚染が人の健康及び環境に及ぼす深刻な影響、水銀の適切な管理の確保の必要性及び将来の公害の再発防止等について記載。
- 水銀の人為的な排出及び放出から人の健康及び環境を保護することを目的とする(第1条)。
- 鉱山からの水銀産出について、条約発効後の新規鉱山開発を禁止。既存の鉱山からの採掘については条約発効から15年後に禁止。(第3条)
- 水銀の貿易について、条約上認められた用途や環境上適正な暫定的保管を目的とするもの以外を禁止。輸入国の事前同意に関する制度を導入。(第3条)
- 水銀添加製品については、附属書に定める段階的廃止期限の後、電池、一定含有量以上の照明器具、体温計、血圧計等の水銀添加製品の製造・輸出入を禁止(第4条)。クロルアルカリ製造、アセトアルデヒド製造等の水銀を使用する製造工程においても、段階的廃止期限の後水銀の使用を禁止・制限(第5条)。
- 零細及び小規模の金の採掘及び加工における水銀の使用、排出・放出を削減(第7条)。

2. 条約の主な内容(続き)

- 大気への排出について、石炭火力発電所、非鉄金属精錬施設等を対象とし、利用可能な最良の技術及び環境のための最良の慣行の利用等により排出を規制する(第8条)。水・土壤への放出については、発生源を特定し、放出を規制するための措置を実施する(第9条)。
- 水銀の暫定的保管、水銀廃棄物管理、汚染された場所の対策については、環境上適正に実施(第10条～第12条)。
- 途上国への資金援助、途上国的能力形成・技術支援・技術移転を実施。GEF(地球環境基金)信託基金を主たる資金メカニズムに、能力形成、技術支援を支援する国際プログラムを補完的なメカニズムに位置付け。(第13条及び第14条)
- その他、健康面の対策(第16条)、実施及び遵守に関する委員会の設立(第15条)。
- 50か国・地域が締結してから90日後に発効(第31条)。

3. 条約発効に向けた取組

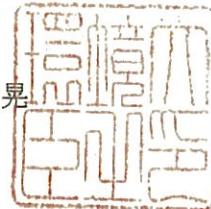
- 条約発効後1年以内に締約国会議第1回会合(COP1)が開催。
- UNEP事務局は、2013年10月の外交会議において、今後2～3年内の条約発効を目指す旨、発言。



諮詢 第 3 7 4 号
環保安發第 1403171号
平成 26 年 3 月 17 日

中央環境審議会会长
武内 和彦 殿

環境大臣
石原 伸晃



水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀対策について（諮詢）

環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 41 条第 2 項第 2 号の規定に基づき、
水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀対策について、貴審議会の意見を
求める。

(諮詢理由)

水銀は、様々な排出源から排出され、全世界の環境中を循環するなかで生物に蓄積し、人や野生生物に有害な影響を及ぼすそれが指摘されている。先進国では水銀の使用・排出は減少しているものの、開発途上国においては依然として水銀が使用・排出されており、世界的な取組による水銀の適正管理及び排出削減が課題となっている。

このような認識の下、平成 25 年 10 月に熊本市及び水俣市で開催された外交会議において、「水銀に関する水俣条約」(以下「条約」という。) が採択されたところである。

条約では、産出から使用、廃棄に至るまでのライフサイクル全体にわたって水銀の環境中への排出を削減するための対応が求められている。我が国においては、これまで官民の努力により様々な水銀対策が進められているが、条約の趣旨を踏まえて包括的な水銀対策の実施が求められることとなる。

このため、条約を踏まえた今後の水銀対策のあり方について、貴審議会の意見を求めるものである。



別添3

中環審第763号
平成26年3月17日

中央環境審議会環境保健部会
部会長 中杉 修身 殿

中央環境審議会
会長 武内 和彦



水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀対策について（循環型社会部会及び大気・騒音振動部会の所掌に係るものを除く。）（付議）

平成26年3月17日付け諮問第374号をもって環境大臣から当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀対策について、環境保健部会に付議する。

なお、水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀廃棄物対策及び大気排出対策については、それぞれ循環型社会部会及び大気・騒音振動部会に付議したことを申し添える。